

輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する告示 新旧対照表

○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年通商産業省告示第七百四十六号）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 5 (略)</p> <p>6 一時的に<del>入国して</del>出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）<del>第八号第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの</del></p> <p>7 5 9 (略)</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 5 4 (略)</p> <p>5 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物</p>	<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 5 5 (略)</p> <p>6 一時的に<del>入国して</del>出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）から（十一）までのいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）<del>第八号第九号から第十三号までのいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの</del></p> <p>7 5 9 (略)</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 5 4 (略)</p> <p>5 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）から（十一）までのいずれかに掲げる貨物に係る部分に</p>

に係る部分に限る。)であつて、貨物等省令第八号第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

6・7 (略)

限る。)であつて、貨物等省令第八号第九号から第十三号までのいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

6・7 (略)